

屋外広告物・屋外広告業に関する手続の見直しについて
(静岡県屋外広告物条例施行規則の改正)

- ・静岡県では、県民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、押印等の規制を見直し、静岡県屋外広告物条例施行規則の改正を行いました。
- ・令和3年4月1日から一部様式の押印が不要となるなど、提出書類に変更があります。

1 対象範囲

- (1) 屋外広告物の届出に関する提出書類 (対象地域※に設置する屋外広告物分)
- (2) 屋外広告業に関する提出書類 (静岡県知事登録分)
- (3) 屋外広告物講習会に関する提出書類 (静岡県主催分)

※ 対象地域：伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び全ての町

2 変更内容

次のとおり変更します。個別の内容はP2の一覧をご確認ください。

- (1) 一部の様式の押印を廃止します。
- (2) 添付書類のうち、住民票の写し及び登記事項証明書もコピーを認めます。

3 変更時期

令和3年4月1日以降に提出する書類

4 その他

<従前の様式の使用について>

- ・ 従前の様式 (印があるもの) で押印した書類を提出しても受け付けます。
- ・ 従前の様式で、押印せず提出しても受け付けます。

<対象地域以外の取扱いについて>

- ・ 各市が独自に屋外広告物条例施行規則を制定し、様式を定めています。
- ・ 各市の対応についてはP3をご覧ください。詳細については、各市にお問い合わせください。

【問合せ先】

静岡県景観まちづくり課景観づくり推進班
電話番号 054-221-3702

提出書類の変更内容一覧

変更内容（令和3年4月1日以降提出分）

- ・ 一部の様式の押印を廃止します。
- ・ 添付書類のうち、住民票の写し及び登記事項証明書もコピーを認めます。

様式名		押印を廃止する様式	コピーを認める添付書類
様式第1号の4	屋外広告物許可申請書	(押印存続)	—
様式第2号	屋外広告物許可期間更新申請書	(押印存続)	—
様式第2号の2	屋外広告物点検報告書	—	—
様式第3号	屋外広告物変更(改造)許可申請書	(押印存続)	—
様式第6号	堅ろうな広告物等の管理者設置(変更)届	押印廃止	資格証
様式第7号	屋外広告物設置者変更届	押印廃止	—
様式第8号	屋外広告物設置者(堅ろうな広告物等の管理者)の氏名(名称住所)変更届	押印廃止	資格証
様式第9号	屋外広告物滅失届	押印廃止	—
様式第10号	屋外広告物除却届	押印廃止	—
様式第16号	受領書	押印廃止	—
様式第17号	屋外広告業登録申請書	押印廃止	住民票の写し 登記事項証明書
様式第18号	誓約書	(押印存続)	—
様式第20号	屋外広告業登録事項変更届	押印廃止	住民票の写し 登記事項証明書
様式第21号	屋外広告業廃業等届	押印廃止	—
様式第22号	屋外広告物講習会受講申請書	—	資格証
様式第24号	屋外広告物講習会修了証書記載事項変更届	—	住民票の写し
様式第25号	屋外広告物講習会修了等相当者認定申請書	—	—
様式第27号	認定書記載事項変更届	—	住民票の写し
様式第28号	屋外広告業登録証(屋外広告物講習会修了証書認定書)再交付申請書	押印廃止	—

※ (押印存続) の様式は、従前と変わらず、申請者等欄に記名押印又は署名が必要となります。

※ 「資格証」 は、従前よりコピーを認めています。

(参考) 対象地域外の取扱いについて

- ・次の市に設置する屋外広告物に関する提出書類（申請書・届出）の様式は、各市が独自に様式を定めており、今回、以下のとおり変更があります。
- ・詳細は、各市のホームページをご覧ください。

【独自に様式を定める市】

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市、伊豆の国市（11市）

【各市の変更内容】

（令和3年3月30日時点）

市名	変更時期 (予定日)	主な変更内容	担当部署 (課名・電話番号)
静岡市	R3. 4. 1	各種様式(申請書・届出)を改正し、押印を廃止しました	建築総務課 054-221-1123
浜松市	R3. 4. 1	各種様式(申請書・届出)を改正し、記名押印又は署名の選択制となりました (自署の場合は押印不要です)	土地政策課 053-457-2344
沼津市	R3. 4. 1	各種様式(届出)を改正し、押印を廃止しました	まちづくり指導課 055-934-4762
三島市	(R3. 9頃)	各種様式(届出)を改正し、押印を廃止する予定です	都市計画課 055-983-2631
富士宮市	R3. 4. 1	各種様式(申請書・届出)を改正し、押印を廃止しました	都市計画課 0544-22-1408
富士市	R3. 4. 1	各種様式(申請書・届出)を改正し、押印を廃止しました	建築指導課 0545-55-2909
袋井市	R3. 4. 1	各種様式(届出)を改正し、押印を廃止しました 申請書の変更はなく、従前どおり記名押印又は署名が必要です	都市計画課 0538-44-3122

※今回、熱海市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市は様式の変更はありません。

今後、変更した場合は各市のホームページ等でお知らせします。

【参考：主な様式】

申請書	届出
屋外広告物許可申請書	堅ろうな広告物等の管理者設置(変更)届
屋外広告物許可期間更新申請書	屋外広告物設置者変更届
屋外広告物変更(改造)許可申請書	屋外広告物除却届

※市により様式名称が異なる場合があります。